

**令和 7 年度 岸和田市水泳指導業務委託
(八木小学校・八木南小学校・八木幼稚園・八木南幼稚園) 仕様書**

1. 事業の名称 令和 7 年度 岸和田市水泳指導業務委託事業

2. 事業の目的

岸和田市が設置している公立小中学校、幼稚園のうち八木小学校、八木南小学校、八木幼稚園、八木南幼稚園の体育科の授業及び保育における水泳指導について、業務委託することによりプール施設、指導業務及び、移動手段を確保し、当該校園における円滑な水泳指導に資することを目的とする。

3. 委託場所

- ・受託者の指定する場所

4. 実施期間

- ・契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日とし、その期間内で学校園と協議し実施日を決定する。
- ・事前に予定していた実施日に学校の都合等により、水泳指導を行うことができない場合には、指導回数に含めないものとし、当該校園と受注者の協議のうえ可能な限り授業を行う日を定める。

5. 令和 7 年度対象人数（予定）

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	幼稚園
八木小学校・幼稚園	71 人	64 人	65 人	71 人	67 人	75 人	33 人
八木南小学校・幼稚園	67 人	66 人	82 人	74 人	71 人	83 人	55 人

令和 7 年 3 月 1 日現在

6. 指導時間及び指導回数

中学校 1・2 学年各 2 回（1 回 75 分）

小学校 全学年各 2 回（1 回 75 分）

幼稚園 全園児各 2 回（1 回 60 分）

7. 指導内容

指導内容は中学校学習指導要領保健体育編、小学校学習指導要領体育編、幼稚園教育要領の内容を基本とし、当該校園の年間指導計画の内容をもとに、当該校園と受注者で打ち合わせの上、決定すること。

8. 指導方法

- ・ 児童生徒園児を泳力別に複数のグループとした指導を基本とする。
- ・ 各グループには受注者においてインストラクターを1名以上配置し、水泳指導にあたる。
- ・ 1グループの児童生徒園児数は20人程度とする。
- ・ 安全面に十分配慮し、受注者において常時2名の監視員を配置する。
- ・ 受注者は教員による児童・生徒の指導及び評価が適切におこなえるよう連携を図る。

9. 施設

- ・ 水泳指導の時間は、一般利用客と更衣場所や入退場の動線を分けること。
- ・ プールの水深は学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができるようにすること。
- ・ 効果的な指導が行えるよう、必要に応じてコースロープ等により、区切りを設けること。
- ・ 体調不良や怪我等の児童生徒園児を休ませることができる場所を確保すること。
- ・ 緊急時にAEDが使えるように準備しておくこと。
- ・ 更衣室は男女別に着替えのために必要なスペースを十分に確保すること。入れ替えの時間に対応できる部屋の広さであること。
- ・ 教員の更衣室については児童生徒園児とは別の場所を確保すること。
- ・ 使用するプールは、必要な水質検査等を実施し、発注者が検査結果等の資料の提供を受注者に要求したときは、対応すること。

10. 移動手段

- ・ 原則、受注者は児童生徒園児及び教員等をバスで送迎するものとするが、学校の所在地とプールの距離によっては徒歩になることもありえる。
- ・ 移動にあたっての児童等のバスへの乗り込み場所及び時刻等については、当該校園と受注者で調整し、事前に乗り込み時刻、移動ルートを確認する。

11. 責任の所在

- ・ 移動時や水泳指導にあたっては、児童園児生徒の安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。
- なお、事故が起こった場合は、学校園と協力して事態の収拾を図ること。また、事故の経緯等について遅滞なく学校教育課へ報告すること。

なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

- ① 水泳指導中、インストラクターの過失等により児童生徒園児に対し事故が発生した場合。
- ② 施設の瑕疵のために児童生徒園児及び教員に対し事故が発生した場合。
- ③ 水泳指導のためのバスの移動中に事故が発生した場合。

12. 指導方針

- ・ 学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

1 3. 水泳指導の流れ

①バスへの乗り込み時間や指導時間等のスケジュール、指導内容等の打合わせ

- ・当該校園と受注者は、スケジュール、学校園とプールまでの移動、水泳指導の内容等に関して事前に詳細な打合わせを行うこととする。打合わせの場所等については、当該校園と受注者が協議し決定する。

②実施

- ・当該校園と受注者が適宜打合わせを行い、安全で効果的な指導を行う。

③報告

- ・受注者は、1回の授業終了毎にプール管理日誌を作成し、指導にあたったインストラクター、指導内容、児童生徒園児の健康の状況等を記録し当該校園に提出する。

- ・受注者は、児童生徒園児の一人ひとりの泳力状況や泳力向上の状況が分かる資料を作成し、当該学校園に提出する。

- ・受注者は、委託期間終了後に速やかに事業完了報告書を作成し、学校教育課に提出する。

1 4. その他

- ・水泳指導時間中は当該校園毎に専用の自動車駐車場1台分を確保すること。

- ・令和7年度岸和田市水泳指導業務委託仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び学校教育課の協議により定めるものとする。

- ・学校の所在地とプールの距離により、バスの送迎が必要なくなった場合は受注者と協議の上、受託料を減額できるものとする。

- ・天変地異、疫病の蔓延等により、本事業の全部又は一部が実施できなくなった場合は受注者と協議の上、受託料を減額できるものとする。